

# 参 考 资 料

# 仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

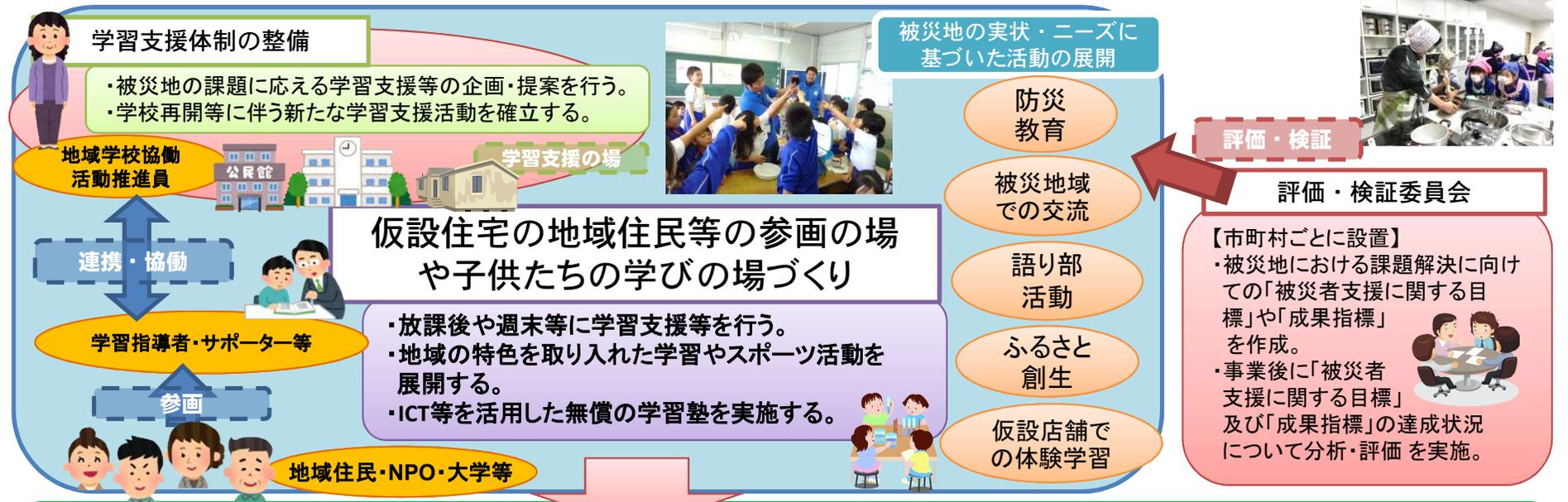
【東日本大震災復興特別会計】  
 (前年度予算額 200億円の内数)

平成30年度 被災者支援総合交付金 190億円の内数

**現状と課題**

- 東日本大震災から6年が経過し、これまで様々な学習支援等を展開してきたが、仮設住宅等における生活を強いられている地域や帰還実施の地域等の中には、**未だ学習環境が十分でないところ**がある。
- 避難した住民同士や、避難した住民と避難先及びその周辺地域の住民によって築かれる**地域コミュニティは未だ希薄化や分断化**されている。
- 避難指示解除等に伴い、**帰還した地域のコミュニティの再構築**が求められている。

震災の影響で学習環境が十分でない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施し、子供の学習環境の整備やコミュニティの復興促進を図る。



**子供たちの学習環境が好転**

子供への学習支援活動は、それを支援する地域の大人の学びの場にもなり、**地域コミュニティ全体が活性化**。

【平成29年度 事業実績】

- 地域学校協働本部 223 本部
- 地域未来塾 170 か所
- 放課後子供教室 268 教室
- 外部人材による教育活動 127 教室
- 家庭教育支援 261 チーム

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定)(抜粋)

2-(1)被災者支援(健康・生活支援)

- 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合を引き続き支援する。
- 被災地の子どもが心身ともに健やかに育成されるよう総合的に支援するとともに、就学支援や学習支援を通じて被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む。

**被災者支援総合交付金(復興庁被災者支援班)**

**V. 子どもに対する支援**

平成29年度より、必要な施策を統合した被災者支援総合交付金へ再編。総合的支援の中での効率的な事業の実施を図る。

# 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

(前年度予算額:200億円の内数)  
30年度予定額:190億円の内数  
(東日本大震災復興特別会計)

## 趣旨

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を支援する。

## 事業内容

- (1)対象者 福島県内の幼児・児童生徒(小中学生)
  - (2)実施主体 福島県(教育委員会)
  - (3)対象事業 福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業
    - 自然体験活動(キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等)
    - 福島県内と福島県外の幼児・児童生徒の交流活動
  - (4)補助対象経費 宿泊費、交通費、活動費
- ※平成28年度実績 【小・中学校】 528件(27,026人)うち県外活動3件(71人)  
【幼稚園・保育所】 490件(56,336人)うち県外活動163件(20,346人)  
【社会教育関係団体】 県外活動のみ6団体(175人)



※平成27年度から被災者健康・生活支援総合交付金(現在の被災者支援総合交付金)の取組の一つとして実施。

### 子ども・被災者支援法

#### ◆第8条

国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、(中略)**自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策**(中略)その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平成24年6月27日法律第48号)  
東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

### 子ども・被災者支援法基本方針

#### Ⅲ 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項

(中略)**福島県の子どもの自然体験活動への支援**(中略)など、被災者の抱える様々な課題にきめ細やかに、かつ弾力的に対応するよう取り組む。

(平成27年8月25日)  
被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針

### 健康・生活支援施策パッケージ

#### Ⅱ 子供に対する支援の強化 (主な課題(抜粋))

- ①運動不足や、安心して外で遊べないことによる肥満増加に対応。
- ③心身のケアが必要となっている子どもを支える。

(主要な対応する施策)  
・(中略)**「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」を平成26年度から実施。**

(平成25年12月13日)  
被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ

### 福島県からの要望

#### I 2 (5) 被災者支援総合交付金の予算確保等

(前略)各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応し、一貫した支援を行うことで(中略)交流活動などを通して、被災者の自立に向けた支援を行う必要があることから、**平成28年度に創設された被災者支援総合交付金については、長期にわたる予算の確保等を講ずること。**

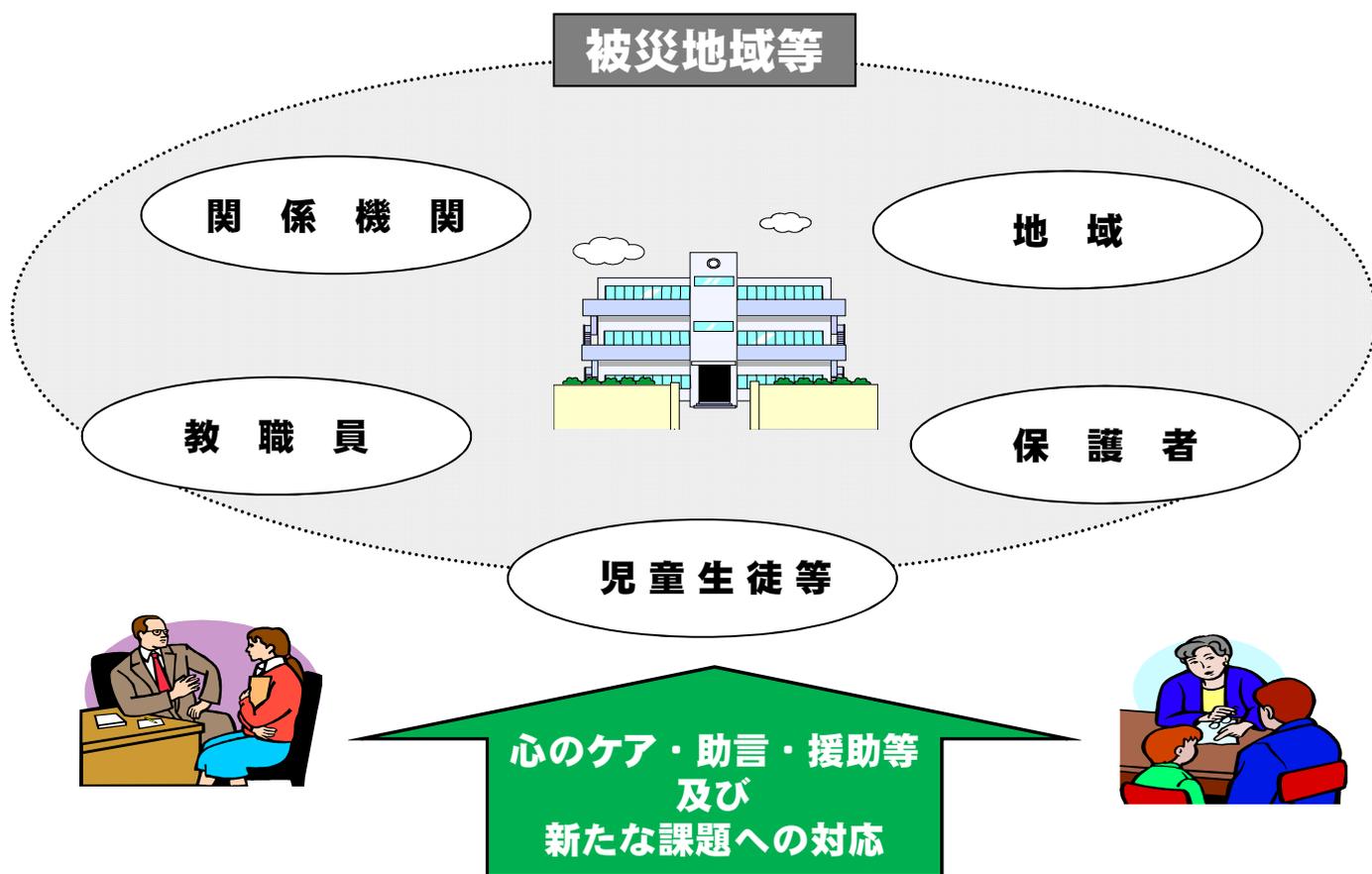
(平成29年6月8日)  
ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望

# 緊急スクールカウンセラー等活用事業

平成30年度予算額(案) 25億円(平成29年度予算額 27億円)  
【東日本大震災復興特別会計】

○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。〔補助率10/10〕

※平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・スクールカウンセラーの活用  
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の活用  
相談業務経験者、教育分野の専門的知識を有する者 等
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援